

高知港 直轄港湾海岸管理要領

平成 28 年 12 月 28 日 国四整港管第 91 号
改正 令和 3 年 1 月 1 日 国四整港管第 84 号

第 1 章 通則

(目的)

第 1 条 この要領は、海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号。以下、「法」という。）第 6 条の規定に基づき国土交通大臣が行う海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事（以下、「直轄工事」という。）に伴い、同法施行令（昭和 31 年 11 月 7 日政令第 332 号。以下、「令」という。）第 14 条により委任された四国地方整備局長（以下、「局長」という。）の権限実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第 2 条 この要領の対象区域は、法第 6 条第 3 項の規定に基づき公示された工事の区域（第 27 条の規定にあっては、令第 1 条の 5 第 2 項括弧書の規定に基づき公示された区域を除く。）（以下、「直轄施行区域」という。）とする。

(分掌事務所)

第 3 条 前条に定める直轄施行区域における事務については、高知港湾・空港整備事務所長（以下、「所長」という。）が分掌する。

第 2 章 海岸保全施設の整備

(砂浜又は樹木の指定)

第 4 条 直轄施行区域内において、法第 2 条第 1 項に定める海岸保全施設として砂浜又は樹木を指定しようとする場合、所長はその必要性、範囲、効果等を検討のうえ、局長へ上申するものとする。

2 局長は、前項の上申に対して当該指定を行った場合は、遅滞なくその旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(海岸保全施設の整備に関する案の作成)

第 5 条 令第 1 条の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき、局長が法第 2 条の 3 第 4 項及び令第 1 条の 3 に定める「海岸保全施設の整備に関する事項」の案を作成しようとするときは、法第 2 条の 3 第 5 項の規定により「公聴会の開催」等の必要な措置を講じなければならない。

2 局長は、必要に応じ前項の事務処理を所長に分掌させるものとする。

- 3 局長は、第1項に定める「海岸保全施設の整備に関する事項」の案を作成したときは、法第2条の3の海岸保全基本計画を定めようとする県知事に、当該案を提出するものとする。

第3章 許可等

(許可申請)

第6条 所長は、直轄施行区域内において、法第7条第1項又は法第8条第1項（同条同項但書により令第2条に掲げるものを除く。）の規定により許可を受けようとする者に対して、次に掲げる標準様式の例に準じて申請書を提出させ、次条に定める事項を審査のうえ、適否の判断を添えて局長へ副申するものとする。但し、法第10条第1項の場合又は漁具、漁獲物の干場等の簡易軽微なものを除く。

- | | | |
|---|--------------------------------------|-----------|
| 一 | 海岸保全区域内における公共海岸の土地占用 | 別記第1号標準様式 |
| 二 | 海岸保全区域内での土石（砂を含む。以下同じ。）採取 | 別記第2号標準様式 |
| 三 | 海岸保全区域内（公共海岸の土地を除く。）における他の施設等の新設又は改築 | 別記第3号標準様式 |
| 四 | 土地の掘削、盛土、切土、その他海岸管理者が指定した行為 | 別記第4号標準様式 |
- 2 前項の許可申請において、当該許可行為の内容が、同時に法第7条及び第8条に該当する場合、又は同時に法第8条第1項の各号のそれぞれに該当する場合については、各々の許可が必要となるので、所長は各々の許可申請書を提出させるものとする。
- 3 所長は、前項により提出された申請書の記載事項に不備がある場合、又は申請書に必要な書類が添付されていない場合については、当該申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるものとする。
- 4 所長は、前項により補正を求めたにもかかわらず、当該相当期間を経過しても申請が補正されない場合については、その事情・経緯の報告と合わせて、申請書を局長へ進達する。申請者が補正の意思を有しない場合も同様とする。
- 5 局長は、第1項又は前項の申請について、事務所において受理した日の翌日から原則として10日以内に許可の可否を、所長を経由して申請者に通知するものとする。但し、許可の拒否処分をする場合については、その理由を付すものとする。
- 6 前項の期間については、第3項の補正に要した期間を除くものとする。また、申請内容について技術的審査等を要するもの、或いは執務時間（年末年始等）の関係で実態的に追加的処理期間を必要とするものについては、局長又は所長は、その旨及び予定所要期間を申請者に伝えることにより当該期間を超えることができる。
- 7 局長は、第5項に係る許可又は拒否処分を行った場合、遅滞なく海岸管理者へその旨を通知しなければならない。

(許可基準等)

第7条 所長は、前条の許可申請があった場合は、次に掲げる事項について審査しなければならない。

- 一 当該申請書に海岸法施行規則（昭和31年11月10日農林省・運輸省・建設省令第1号。以下、「規則」という。）第3条及び第4条の各号に掲げる事項が記載されていること。
 - 二 海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれのないこと。
 - 三 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼすおそれのないこと。
 - 四 一般公衆の利用を阻害するものでないこと。特に、法第7条第1項の規定による占用許可については、当該公共海岸における土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度においてなされるものであること。
 - 五 海岸保全施設の整備計画に支障を及ぼすおそれのないこと。
 - 六 当該占用又は行為にあたり他の関係法令による認可・承認等を得る必要がある場合は、当該認可・承認等を得ていること。但し、令第2条に掲げるものを除く。
 - 七 当該土地又は水面において権利を有する地権者、漁業権者等の同意を得ていること。
 - 八 安全及び環境保全対策が適正であること。
 - 九 土石採取許可の場合にあっては、申請者が砂利採取法上の登録業者であり、採取計画が適正であること。
- 2 前条の許可申請については、法第11条の規定により海岸管理者が占用料又は土石採取料を徴収し、法第36条により地方公共団体に帰属することになるので、所長は、当該申請の申出があった場合、海岸管理者へその旨遅滞なく連絡し、確認を求めなければならない。
- 3 前項により占用料又は土石採取料が徴収される場合については、所長は、その旨遅滞なく当該許可申請者に伝えなければならない。

(許可書の交付)

第8条 局長は、海岸の保全に支障を与えない措置として必要に応じ許可条件を付し、所長を経由して申請者に許可書を交付するものとする。但し、条件を付すに当たっては、許可申請者の権利を不当に制限するような義務を課してはならない。

- 2 所長は、許可書を交付するときに次の事項について指示を行うものとする。
- 一 許可を受けた者は、許可行為の行われる現場において、必要に応じ許可書を携行すること。
 - 二 許可を受けた者は、許可行為の行われる現場の関係者に対し、許可の内容、条件等について十分に周知させること。
 - 三 許可を受けた者は、許可行為に着手した場合、速やかに報告すること。
 - 四 許可を受けた者は、許可行為が完了した場合又は工作物等を設置し当該工事が完了した場合、速やかに「完了届」（別記第5号標準様式）を提出すること。
 - 五 申請書の記載事項或いは申請内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨の申請書を提出すること。

3 所長は、前項第四号の「完了届」を受けた場合は、許可申請との適合を確認のうえ、局長に報告するものとする。

(許可期間)

第9条 許可の期間は、原則として3年以内とする。但し、必要に応じ期間の更新を妨げない。更新の手続については、第6条から前条の規定を準用する。

(国、地方公共団体及び海岸協力団体からの協議)

第10条 法第10条第2項の規定により同条同項に規定する者から協議があった場合及び法第23条の3第1項の規定により指定された海岸協力団体から法第23条の7に規定する協議があった場合については、第6条から前条の規定を準用する。なお、この場合、各条各項の「許可」の文言を適宜「協議」或いは「協議の同意」に読み替える。但し、前条中「原則として3年以内」とあるのは、「適宜協議のうえ定める期間」とする。

2 局長は、前項の協議の同意を行った場合は、遅滞なく海岸管理者へその旨を通知しなければならない。

(許可台帳)

第11条 所長は、第8条に定める許可書の交付（前条の協議の同意を含む。）を行った場合は、その内容を「直轄海岸施行区域占用、土砂採取等許可（協議）台帳」（別記第6号様式）に登載するものとする。

(経過措置)

第12条 直轄施行区域公示以前に海岸管理者において既になされた許可、協議の同意については、その許可期間或いは協議により定められた期間に限り、この章の許可等を受けたものとみなす。

2 所長は、前項の許可等に関する事項についても、前条の許可台帳に登載するものとする。

第4章 保全の措置

(海岸保全上の区域、物件及び行為の指定)

第13条 所長は、海岸保全の観点から、公共海岸において法第8条の2第1項の括弧書に定める区域、若しくは同条同項第3号に定める物件、又は令第3条の2第1項第2号に規定する行為の指定が必要とされる場合は、その必要性・内容等について検討のうえ、局長に上申するものとする。

2 局長は、前項の上申について、当該指定を行おうとするときは、規則第4条の5に定

める公示等の所要の措置を講ずるとともに、遅滞なく海岸管理者へその旨を通知しなければならない。

- 3 所長は、前項により区域、物件及び行為の指定がなされた場合は、その旨を第32条に定める「海岸保全施設整備台帳」（別記第7号様式）の沿革欄に指定日、指定内容等を記載し、指定区域の図面を添付するものとする。

第5章 監督処分等

（許可に関する措置等）

第14条 所長は、直轄施行区域において法第12条第1項の各号に掲げる違反行為者による違反行為又は不正行為があった場合は、以下に掲げる措置を行うものとする。

- 一 違反行為者に対して、直ちにその行為を中止させるとともに、現場の状況に応じ改築、撤去及び原状回復等の指示を行うものとする。その場合、次の事項について局長に報告するものとする。また、当該指示に対する事後措置の確認についても同様とする。

- イ 日時及び場所
- ロ 違反行為（発見）の経緯
- ハ 違反行為者の氏名
- ニ 違反行為の状況
- ホ 指示の内容
- ヘ 指示に対する相手方の対応
- ト その他必要事項

- 二 許可の取り消し、許可条件の変更を必要とする場合、又は違反行為者が指示に従わない場合については、その旨を局長に報告するとともに、必要な措置を要請するものとする。

- 2 所長は、第3章の許可等を受けた者に対して、法第12条第2項第1号及び第2号に該当するため、同条第1項に規定する処分等を必要とする場合については、その理由等を付して局長に必要な処分又は措置を要請するものとする。なお、法第12条の2の規定により損失の補償を要する場合については、損失の態様、交渉及び協議の状況等を報告しなければならない。

- 3 前項の場合において、当該相手方が確知できないときは、所長は当該搜索状況も併せて局長へ報告するものとする。

- 4 前項の場合において、局長は、搜索状況等を勘案し、法第12条第4項から第11項の手続きを行うものとする。

- 5 局長は、第1項から第2項及び前項の処分・措置等を行った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(沈船等に対する措置命令)

第15条 所長は、直轄施行区域内において法第12条第3項に規定する措置を命ずる必要があると認める場合は、当該船舶の所有者、及びその概要を調査のうえ、局長に必要な処分又は措置命令を要請するものとする。但し、当該船舶の所有者が確認できないときは、当該捜索状況も併せて報告するものとする。

2 局長は、沈船等の所有者に対して、法第12条第3項に規定する船舶の除却その他当該損傷又は汚損の防止のための措置を所長を経由して命ずるものとする。

3 局長は、第1項但し書の場合、捜索状況等を勘案し、法第12条第4項から第11項までの手続きを行うものとする。

4 局長は、第2項及び前項の措置等を行った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(海岸管理者以外の者の施行する海岸保全施設に関する工事)

第16条 所長は、直轄施行区域において、海岸管理者以外の者から、海岸保全施設に関する工事施行の申し出があった場合は、法第13条の規定に基づき、当該承認申請書(別記第8号標準様式)を提出させ、適否の判断を添えて局長へ副申するものとする。

2 局長は、前項の承認又は協議の同意を行った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(操作規則)

第17条 所長は、直轄施行区域において、直轄工事により操作施設を新設又は改良した場合は、法第14条の2第1項に規定する操作規則を作成し局長へ上申するものとする。

2 前項の規定は、操作規則の変更について準用する。

(操作規程)

第18条 直轄施行区域における法第14条の3第1項に規定する操作規程の承認については、所長を経由するものとし、所長は内容を審査し、適否の判断を添えて局長に副申するものとする。

2 前項の規定は、操作規程の変更について準用する。

3 局長は、法第14条の3第3項の承認及び法第14条の3第4項の協議の同意を行った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(兼用工作物の工事)

第19条 所長は、直轄施行区域において、海岸保全施設と他の施設又は工作物（以下、「他の工作物」という。）の効用を兼ねようとする場合は、当該他の工作物の管理者と協議を行い、兼用の必要理由、施行区分、費用負担、維持管理方法等の協議内容を、当該他の工作物の管理者からの協議申請を添えて局長へ進達するものとする。

2 局長は、前項の協議が整った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(原因者工事)

第20条 所長は、直轄施行区域において、法第16条第1項に定める「他の工事」又は「他の行為」により、海岸保全施設の新設、改良又は補修等の工事が必要が生じた場合は、当該他の工事施工者又は他の行為者の氏名、その工事・行為の内容及び原因者工事の必要性等を局長へ報告しなければならない。但し、法第16条第2項に掲げる場合（当該各法に基づく附帯工事となるため）は除く。

2 局長は、前項の報告に基づき、原因者工事の必要性が認められる場合は、当該原因者に施行させるものとする。なお、その場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(附帯工事)

第21条 所長は、法第17条第1項に定める「海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事」（用排水路付替工事等）又は「海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事」（工事用資材を運搬するための道路拡幅工事等）の必要が生じた場合は、附帯工事の必要性、工事の範囲・内容、費用負担、維持管理方法及び附帯工事対象施設の管理者との協議内容等を、局長へ報告しなければならない。

2 所長は、法第17条第2項に掲げる場合については、当局の原因者工事となるので、前項に準じて局長に報告しなければならない。

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第22条 所長は、海岸保全区域の調査、測量又は海岸保全施設に関する工事のため、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入る必要がある場合、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用する場合においては、当該土地等の占有者と協議しなければならない。また、その旨を局長に報告するものとする。

2 所長は、前項の場合において、法第18条第1項から第5項に掲げる所要の手續等を遵守するとともに、同条第4項の証明書の発行又は同条第7項の損失補償について、局長に所要の措置を要請しなければならない。また、当該土地等の占有者が正当な理由なく拒み、妨げた場合も同様とする。

(損失補償)

第23条 所長は、直轄施行区域における海岸保全施設の新設又は改良に伴い損失の補償が発生し、又は予測される場合については、補償をすべき相手方の氏名、工事との因果関係、補償の内容・方法及び相手方との協議内容等について、局長に報告するとともに所要の措置を要請するものとする。

(海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督)

第24条 所長は、直轄施行区域における海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関して、海岸保全区域の管理上、当該施設管理者に対して法第20条に定める報告若しくは資料の提出を求める必要がある場合、又は当該施設への立ち入り、検査をする必要があると認められる場合は、その状況、必要理由等を報告するとともに、証明書の発行等所要の措置を、局長に要請するものとする。

2 所長は、前項の施設が法第21条第1項の各号に掲げる事由により法第14条の基準に適合しないと認められるときは、当該施設管理者に対し、改良、補修その他当該施設の管理につき必要な措置を執らせるため、その状況、処理案等を報告するとともに措置命令等所要の手続を、局長に要請するものとする。但し、国及び地方公共団体の管理する海岸保全施設を除く。

3 法第21条第1項の各号に掲げる以外の事由により法第14条の基準に適合しなくなり、かつ海岸の保全上著しい支障があると認められる場合についても、前項と同様とする。

4 前項の場合においては、損失補償の対象となるので、前条の規定を準用する。

5 局長は、第2項及び第3項の措置を命じた場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(他の管理者の管理する操作施設に関する監督)

第25条 所長は、直轄施行区域において、法第21条の2第1項から第3項に規定する勧告を必要とする場合は、その理由を付して局長に勧告を要請するものとする。

2 所長は、前項の要請に基づく局長からの勧告を受けた他の管理者が、その勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、その被害の防止のため必要であり、かつ、当該操作施設の管理の状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該操作施設の開口部の閉塞その他当該操作施設を含む海岸保全施設の管理につき必要となる措置に関する意見を付して、局長に必要な措置を命ずるよう要請するものとする。

3 所長は、前項の規定に基づき、局長に必要な措置を命ずるよう要請する場合のほか、局長から法第21条の2第1項から第3項の規定による勧告を受けた他の管理者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を局長に報告するものとし、局長は、必要に応じ法第21条の2第4項に規定する公表を行うものとする。

- 4 所長は、第2項の要請に基づき行った法第21条の3第2項の規定による命令により損失を受けた者がある場合は、その者の氏名、命令との因果関係、補償の内容・方法及び相手方との協議内容等について、局長に報告するとともに所要の措置を要請するものとする。
- 5 局長は、第1項の勧告、第2項の措置及び第3項の公表を行った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

(漁業権の取消等及び損失補償)

第26条 所長は、直轄施行区域における工事のため、海岸保全区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を特に必要とする場合は、その必要理由等を添えて、法第22条の適用について、局長へ副申するものとする。但し、第21条の場合を除く。

- 2 局長は、前項の副申に対して、必要と認める場合は、県知事に対して法第22条に基づく措置を要請するものとする。

(災害時における緊急措置)

第27条 所長は、直轄施行区域内において、法第23条第1項の規定に基づく使用、収用又は処分（以下、「緊急措置」という。）が必要であると判断される場合は、当該緊急措置を実施することができるものとする。なお、緊急措置を実施した場合は、当該緊急措置の完了後、速やかに局長にその旨を報告するものとする。

- 2 所長は、法第23条第2項の規定に基づき、前項の緊急措置に関わる業務にその付近に居住する者又はその現場にある者（以下、「現場にある者等」という。）に従事させる必要があると判断される場合は、当該緊急措置に関わる業務に従事する者の安全が確保できると認められる場合に限り、現場にある者等を当該緊急措置に関わる業務に従事させることができるものとする。なお、現場にある者等を緊急措置に関わる業務に従事させた場合は、前項のなお書きの規定を準用するものとする。
- 3 所長は、第1項の規定による緊急措置により損失を受けた者がある場合は、その者の氏名、緊急措置との因果関係、補償の内容・方法及び相手方との協議内容等について、局長に報告するとともに所要の措置を要請するものとする。
- 4 所長は、第2項の規定により、現場にある者等を緊急措置に関わる業務に従事させたことによって、法第23条第5項に規定する損害の補償の請求があった場合は、当該請求者に施行規則第7条の2第1項から第3項に規定する請求書及び添付図書を提出させ、局長に上申するものとする。
- 5 前項の損害補償の請求に対する施行規則第7条の2第4項の通知、同条第1項括弧書の補償の額の変更請求、同条第5項の支給停止に関する書面の提出については、所長を経由して行うものとする。

6 所長は第1項及び第2項に規定する所長の職権を、所内の職員に代行させることができるものとし、その範囲を予め定め、局長の承認を得るものとする。

(協議会)

第28条 所長は、法第23条の2に規定する協議会を組織する必要があると認められる場合は、協議会の目的及び構成等を付して、局長に進達するものとする。

(海岸協力団体)

第29条 直轄施行区域内における法第23条の3第1項に規定する海岸協力団体の申請については、所長を経由し、局長へ上申するものとする。

2 局長は、前項に規定する上申に基づき、法第23条の3第2項の規定による海岸協力団体の指定を行い、公示を行うものとする。

3 法第23条の3第3項に規定する変更の届出及び同条第4項に規定する変更事項の公示については、それぞれ第1項及び前項の規定を準用するものとする。

4 所長は、法第23条の5第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による命令が必要と認められる場合は、その旨を局長に上申するものとする。

5 所長は、海岸協力団体が法第23条の5第2項の規定による命令に違反したと認められる場合は、その旨を局長に報告するものとする。局長は、当該報告に基づき、必要に応じ当該海岸協力団体の指定を取り消すものとし、指定を取り消した場合は、同条第4項の規定による公示を行うものとする。

6 局長は、第2項(第3項による準用の場合を含む。)及び前項の公示を行った場合は、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

第6章 雑則

(海岸巡視)

第30条 所長は、法第6条及び令第1条の5の規定に基づき、施工管理の観点から定期的に海岸の巡視を行うこととし、別途、海岸の巡視に関して必要な事項を定め、速やかに局長に報告するとともに、的確な巡視により安全確保及び適切な海岸管理を行うものとする。

(直轄施行区域及び施設等への解放・立入りに関する措置)

第31条 所長は、本直轄工事の完了・廃止により海岸保全施設を海岸管理者へ引渡す前に、直轄施行区域及び海岸保全施設の全部又は一部を、一般公衆の利用に供し、立ち入らせようとする場合は、その範囲、公表方法、安全対策、維持管理対策等に関する事項について、局長の承認を得るものとする。

(海岸保全施設整備台帳)

第32条 所長は、本直轄工事の完了・廃止により海岸保全施設を海岸管理者へ引渡すまでの間、各年度の施設の整備状況を記録するため、「海岸保全施設整備台帳」(別記第7号様式)を整備し、図面等とともに保管するものとする。

2 前項に定める「海岸保全施設整備台帳」について、当該年度における事業完了後、速やかに一部を港湾管理課へ送付するものとする。

附則

1 この要領の適用期間は、高知港海岸において法第6条第3項の規定に基づき公示され、海岸管理者から引継を受けた日から当該工事の完了又は廃止により海岸管理者へ引渡す日までとする。但し、第14条第2項後段、第22条第2項、第23条、第24条第4項、第26条、第27条第3項及び第4項に伴う損失補償手続き、第27条第5項及び第6項に伴う損害補償手続き、第19条の費用負担協議、並びに第14条第4項及び第15条第3項の手続きについては、当該手続等が完了するまで適用する。

公共海岸土地占用許可申請書

年 月 日

四国地方整備局長 殿
(高知港湾・空港整備事務所経由)

申請者住所
氏 名
電 話 番 号

海岸法第7条第1項の規定により、次のとおり許可願います。

1. 占用しようとする目的
2. 占用開始及び完了の予定年月日
3. 占用しようとする土地の場所、範囲及び面積
4. 占用工作物等の種類、規模及び構造及び工事実施方法
5. 占用工作物等の建設工事の開始及び完了の予定年月日
6. 占用工作物等の使用及び管理の計画
7. 添付図書

注意

1. 申請書には、必要に応じ次の図書を添付すること。
 - ア. 占用しようとする位置及び付近の状況を表示した図書。
 - イ. 占用しようとする土地の範囲及び面積を表示した平面図。
 - ウ. 当該工作物等の工事設計書及び工事工程（当該工作物に係る設計計算、材料及び工法の概要を記載した書類）。
 - エ. 当該工作物等の規模及び構造を表示した平面図、立面図、断面図及び構造図（当該工作物の種類、規模等により、その必要がないときは、これらの一部を省略することができる）。
 - オ. 他機関の許認可並びに協議内容を証する書類及び権利者等の同意書の写し。
 - カ. その他海岸の保全・管理に及ぼす影響等、参考となるべき事項を記載した書類。
2. 申請書用紙の大きさは、A4版規格とする。
3. 本要領第10条（国及び地方公共団体からの協議）の場合については、様式は適宜とする。本様式を準用する場合は、表題「公共海岸土地占用許可申請書」を「公共海岸土地占用協議書」に、「海岸法第7条第1項の規定により、次のとおり許可願います。」を「海岸法第10条第2項の規定により、次のとおり協議します。」等に、適宜修正のこと。

土砂等採取許可申請書

年 月 日

四国地方整備局長 殿
(高知港湾・空港整備事務所経由)

申請者住所
氏 名
電 話 番 号

海岸法第8条第1項第1号の規定により、次のとおり許可願います。

1. 土砂等を採取しようとする目的
2. 土砂等採取開始及び完了の予定年月日
3. 土砂等を採取しようとする区域、面積及び数量
4. 土砂等採取の方法
5. 採取しようとする土砂等の月日別の計画量等
6. 添付図書

注意

1. 申請書には、必要に応じ次の図書を添付すること。
 - ア. 土砂等を採取しようとする区域の位置及び付近の状況を表示した図書。
 - イ. 土砂等を採取しようとする区域の範囲及びその土砂採取前の地盤高又は水深を表示した平面図。
 - ウ. 土砂等を採取しようとする区域の土砂等採取後の地盤高又は水深を表示した平面図。
 - エ. 他機関の許認可並びに協議内容を証する書類及び権利者等の同意書の写し。
 - オ. 当該採取行為が、周辺の自然環境に与える影響、隣接する護岸等の工作物への影響等について調査した資料及び環境保全対策・安全対策のために講ずる措置について記載した書類。
 - カ. 採取作業に関する安全対策措置等に関する書類。
2. 申請書用紙の大きさは、A4版規格とする。
3. 当要領第10条（国及び地方公共団体からの協議）の場合については、様式は適宜とする。本様式を準用する場合は、表題「土砂等採取許可申請書」を「土砂等採取協議書」に、「海岸法第8条第1項第1号の規定により、次のとおり許可願います。」を「海岸法第10条第2項の規定により、次のとおり協議します。」等に、適宜修正のこと。

他施設等の新設、改築許可申請書

年 月 日

四国地方整備局長 殿
(高知港湾・空港整備事務所経由)

申請者住所
氏 名
電 話 番 号

海岸法第8条第1項第2号の規定により、次のとおり許可願います。

1. 新設又は改築しようとする施設の設置目的
2. 新設又は改築しようとする施設の位置及び面積
3. 施設の存置期間
4. 施設の種類、規模及び構造
5. 施設建設工事の開始及び完了の予定年月日
6. 施設の使用及び管理の計画
7. 添付図書

注意

1. 申請書には、必要に応じ次の図書を添付すること。
 - ア. 設置しようとする位置及び付近の状況を表示した図書。
 - イ. 設置しようとする施設の範囲及び面積を表示した平面図。
 - ウ. 当該施設の工事設計書（当該施設に係る設計計算、材料及び工法の概要を記載した書類）。
 - エ. 当該施設の規模及び構造を表示した平面図、立面図、断面図及び構造図（当該施設の種類、規模等により、その必要がないときは、これらの一部を省略することができる）。
 - オ. 他機関の許認可並びに協議内容を証する書類及び権利者等の同意書の写し。
 - カ. その他海岸の保全・管理に及ぼす影響等、参考となるべき事項を記載した書類。
2. 申請書用紙の大きさは、A4版規格とする。
3. 本要領第10条（国及び地方公共団体からの協議）の場合については、様式は適宜とする。本様式を準用する場合は、表題「他施設等の新設、改築許可申請書」を「他施設等の新設、改築協議書」に、「海岸法第8条第1項第2号の規定により、次のとおり許可願います。」を「海岸法第10条第2項の規定により、次のとおり協議します。」等に、適宜修正のこと。

制限行為許可申請書

年 月 日

四国地方整備局長 殿
(高知港湾・空港整備事務所経由)

申請者住所
氏 名
電話番号

海岸法第8条第1項第3号の規定により、次のとおり許可願います。

1. 当該行為を行う目的
2. 当該行為の内容
3. 当該行為の開始及び完了の予定年月日
4. 当該行為をしようとする場所及び範囲
5. 当該行為の方法・手段
6. 添付図書

注意

1. 申請書には、必要に応じ次の図書を添付すること。
 - ア. 行為をしようとする場所及び付近の状況を表示した図書。
 - イ. 行為をしようとする範囲及び面積（作業に伴い必要となる区域を含む）を表示した平面図。
 - ウ. 当該行為を必要とする関連工事又は事業等の概要を示す図書等。
 - エ. 他機関の許認可並びに協議内容を証する書類及び権利者等の同意書の写し。
 - オ. その他海岸の保全・管理に及ぼす影響等、参考となるべき事項を記載した書類。
2. 申請書用紙の大きさは、A4版規格とする。
3. 本要領第10条（国及び地方公共団体からの協議）の場合については、様式は適宜とする。本様式を準用する場合は、表題「制限行為許可申請書」を「制限行為協議書」に、「海岸法第8条第1項第3号の規定により、次のとおり許可願います。」を「海岸法第10条第2項の規定により、次のとおり協議します。」等に、適宜修正のこと。

完了届

年 月 日

四国地方整備局長 殿
(高知港湾・空港整備事務所経由)

許可を受けた者住所
氏 名
電 話 番 号

年 月 日付国四整港管第 号により許可(同意)を受けた〇〇
〇〇について、下記のとおり完了したので、報告いたします。

記

- | | | | |
|----------|---|---|---|
| 1. 着手年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2. 完了年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3. 完成図面 | | | |
| 4. 完成写真 | | | |
| 5. 添付図書 | | | |

以 上

注意

- 「3. 完成図面」、「4. 完成写真」、「5. 添付図書」は、工作物占用設置、土砂採取等内容に応じて適宜添付すること。
- 申請書用紙の大きさは、A4版規格とする。

別記第6号様式

直轄海岸施行区域占用、土砂採取等許可（協議）台帳

海岸名		所轄事務所名	
許可（協議）申請年月日 文書番号	年 月 日	許可申請場所	
申請者名			
申請者住所		許可申請目的	
申請書受理年月日 (局上申年月日)	(年 月 日)	許可内容	
許可承認年月日 文書番号	年 月 日 国四整港管第 号	例 ・ 占用する土地等の範囲及び面積（土砂採取する区域及び面積） ・ 工作物の種類、規模及び構造 ・ 土砂採取量、採取方法 ・ 関係権利者の同意関係	
許可期限	自 年 月 日 至 年 月 日		
着手年月日	年 月 日		
完了年月日	年 月 日		
許可更新履歴		添付関係図書一覧	
当初許可年月日	年 月 日		
前回許可年月日	自 年 月 日 至 年 月 日		

* 適宜、位置図・平面図・深浅図・構造図等を添付する。

別記第7号様式

海岸保全施設整備台帳

施設番号 No.

施設の名称				沿 革				
場 所								
施設の構造								
年月日	負担率	取得時又は増		減		現 在		備 考
		数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	
			円		円		円	

*適宜、位置図・平面図・深浅図・構造図等を添付する。

工事承認申請書

年 月 日

四国地方整備局長 殿
(高知港湾・空港整備事務所経由)

申請者住所
氏 名
電 話 番 号

海岸法第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり承認願います。

1. 工事の目的
2. 工事の開始及び完了の予定年月日
3. 工事の名称又は種類
4. 工事の場所、範囲及び面積
5. 工事の規模、構造及び実施方法
6. 添付図書

注意

1. 申請書には、必要に応じ次の図書を添付すること。
 - ア. 工事をしようとする位置及び付近の状況を表示した図書。
 - イ. 工事をしようとする範囲及び面積を表示した平面図。
 - ウ. 当該工作物等の工事設計書及び工事工程（当該工作物に係る設計計算、材料及び工法の概要を記載した書類）。
 - エ. 当該工作物等の規模及び構造を表示した平面図、立面図、断面図及び構造図（当該工作物の種類、規模等により、その必要がないときは、これらの一部を省略することができる）。
 - オ. 他機関の許認可並びに協議内容を証する書類及び権利者等の同意書の写し。
 - カ. その他海岸の保全・管理に及ぼす影響等、参考となるべき事項を記載した書類。
2. 申請書用紙の大きさは、A4 版規格とする。
3. 法第 13 条第 2 項に規定する協議についての様式は適宜とする。本様式を準用する場合は、表題「工事承認申請書」を「工事協議書」に、「海岸法第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり承認願います。」を「海岸法第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり協議します。」等に、適宜修正のこと。